

平成 20 年 8 月 2 日～8 日

まつばら仁政経フォーラム主催によるインド政治経済視察ツアーを敢行いたしました。

今回のインド視察において私は次の三つの点を強調した。一つ目は、いわゆる東京裁判の見直しについて、インドにおける共有の問題意識を持つ同志の獲得であり、そのことについてそれを否定することをインドと日本の有志の連携によって実現しようとする試みである。

このことを考える上で、少なくとも、日本とインドの友好的な環境は、一世紀以上の伝統を持つことが強みとなる。

歴史を紐解けば、インド独立を支持し、具体的にさまざまな援助を行った国家が日本であったことを、予想以上にインドの知識人は認識をしている。

今も、インドの人民から「NETAJI (=指導者)」と賛仰されるインド独立の英雄チャンドラボースに対する支援を列強の中で唯一日本のみが明言し、彼の率いるインド国民軍と日本軍とで共同作戦を展開した歴史がある。

そのために戦後、インドは、勝者による敗者との国際条約であるサンフランシスコ講和条約に参加せず、日本と二国間による条約にこだわったのである。

もとよりインドから東京の国際法廷に出席したパール判事が、「これほど違法な裁判は無い。国際法上許されないものである」と主張し、日本無罪論を主唱したことは、我々日本人にとっても印象深い、まさに良識と正義の証であったと言える。

こうした「長いものに巻かれない」インドの独立独歩の批判精神は今も多くの知識人の中に残っており、其の知識人との連携を探るのが今回の目的の一つとなった。

東京裁判に対して、其の違法性を強く主張しているインドの著名な法律家である LEKHI 弁護士は、私との会見で、インドは日本が 1905 年の日露戦争において、帝政ロシアのバルチック艦隊を日本海において殲滅したことと、この戦いにおいて、日本が非白色人種として、初めて白人の国家に勝利し、多くの勇気を非白色人種に与えたことを強調した。またインド独立運動における日本の応援に対し、多くの感謝を我々に対しても言及した。

そうした上で、彼は、東京裁判についての疑義に強く同意するとともに次の点を強調した。それは、イラクにおけるフセイン裁判においても、勝者による敗者に対する一方的なリンチ裁判は、どこまで許されるかということについて、世界における議論を高める必要があるとした。

そうした上で、LEKHI 弁護士は、個人の鉄の信念が正義を貫けば、いつか必ず永遠の法廷で勝利することが出来ると我々を勇気づけた。彼自身、ある裁判でインディラ・ガンディー首相を牢獄に追い込んだこともあるほどの、(長いものには巻かれない)強烈な信念の持ち主であり、ネール暗殺の容疑者の弁護を買って出て、無罪を勝ち取ったインドでは有名な弁護士である。

チャンドラボースの姪に当たる人や またパール判事の子息らとの議論を通して、原子

爆弾を日本に投下し、非戦闘員である市民を多数殺傷した行為に対して、国際社会が、なんら反省を求めることも無く、更に、東京において無辜の民が10万人以上殺戮をされた東京大空襲を無慈悲にも実行したアメリカの行為は、無批判のうちに過ぎされた一方で、それまでの日本の価値観と社会がなにもかも否定され、すべての罪悪は日本にあるとした東京裁判は、罪刑法定主義からいっても国際法上許されない、極めて遺憾の念を禁じ得ない裁判であったことが指摘された。

こうした議論を踏まえ、パール判事の長男は、アメリカに主導されて行われた一方的な東京裁判は、日本にとって広島、長崎に続く第3番目の原子爆弾であったと我々に語った。つまりそれは非人道的で、絶対に許されないとする意見の表明であった。

(なお、彼は、自分の父親が、東京裁判に出廷するに当たって、アメリカ側から、連合国の意思にはじめから同調されるように要請されたとき、自分は自分の良心で裁判に向き合う。それが許されないならば東京裁判の判事を引き受けないと主張し、アメリカ側がしぶしぶ了解したことや、当初他の国から選ばれた判事も、正しいのはパール判事、あなたの主張だと個人的に応援をしてくれたことなどを何回も自分に語ってくれたことを披瀝した。)

更にインドで7つの閣僚ポストを歴任した国会議員「SURESH P. PRABHU」氏は、この東京裁判見直しについて、大いに共感を示し、それを進めて行こうと連帯の意思を示してくれた。それは日本人として大変勇気付けられることであった。彼にとって東京裁判が違法なことは当然のことであるという認識が議論する前からあったのである。

こうした精神的に西側にも、またアメリカからも、勿論中国からも独立独歩で自己の立ち位置に自信を持って発言するインド知識人と政治家の姿に、経済的には発展途上であるが、精神的には超大国としての自負を感じることが出来た。

極論すれば、原爆を投下された日本人よりも、インド知識人のほうが、そうした非人道的なことをしたアメリカに対する怒りを持ち、東京裁判の違法性を戦後60年以上経過しても持ち続けていることに驚愕をしたと言える。

また、あらためて東京裁判の違法性を世界に問う運動を展開すべく、今後 LEKHI 弁護士の長男のお嫁さんであるメーナカシ弁護士と当事務所が連携して、まずは日印共同で趣意書を起草していくことなどが合意された。

今回訪印の二つ目の目的は、チベットにおける人権問題の解決にむけてチベット亡命政府、関係者との連帯を表明することであった。

8月3日に、6人のハンガーストライキを行っているチベット人の若者を見舞い、チベットの人権問題を国際社会がもっと大きく扱うように演説をした。

私自身は、今日の人類の持つ普遍的な概念、至上理念は正義とともにあまねく人類に共通の価値観として存在することを指摘した。そしてそれがなぜ、普遍的なものとして全世界に広まったのかといえ、其の強烈な伝播力によるものであると指摘した。其の上で、

こうした普遍概念には地球を覆い尽くす伝播力があるように、それを否定する概念にもまたマイナスの伝播力があると指摘した。

つまり、チベットにおける人権抑圧を認めるならば、人権抑圧というひとつの考え方が、全世界に伝播してしまうであろう。だからこそ、人権を尊重する国は、自国と離れたところで行われようとも、いかなる人権抑圧とも(それがあたかも自分の地域で行われているように)闘わなければならないと指摘した。

ハンガーストライキの現場では、ボイスオブアメリカの記者を含め多くのマスコミに囲まれて質疑をした。其の中で、質問に答える形で、今回の北京オリンピックについては、こう指摘をした。「オリンピックは、スポーツの世界大会というだけではなく、世界共有の(人権)(自由)(平等)と言った指導理念をスポーツを通して国際社会が認識する舞台であり、そうした意味において、中国は、それにふさわしい行動をチベット問題などでとるべきである」とした。(このことについては、インターネットニュースなどでも配信されているのでご覧をいただきたい。)

なお、8月5日にダラムサラのチベット亡命政府を飛行機にて訪問する予定であったが、天候不順のために、欠航し17時間もの時間をかけて、デリーから自動車で移動したのも、こうした人権における連帯を示すことを一人の政治家として強く感じていたからである。

ダラムサラでは、宗教担当大臣、首相、議会副議長(議会議長は、ハンガーストライキの現場近くにて会見をした)と会見をし、ダライラマ法王にも会見をする機会を得た。

三つ目の目的は、インドと日本との経済連携の強化を主張した。今回のインド訪問団15人のうち10人が民間の経営者などであったと言うことがすでに明らかにしているように、我々は、文化・経済の交流において、小さくとも一つの架け橋になろうと考えた。

そして私自身の主張は、こうした経済的交流は、其の背景として、文化的交流と、双方の友情と歴史的友好性が、きわめて重要であると言うことを主張した。

すでに東京裁判の項で述べたように、インド独立において最大の貢献国の一つは日本であった。其の日本に対して、インドは、裁判においても正義を貫いたし、あえてサンフランシスコ講和条約に参加をしないということで、日本に対する信義を貫いた。

戦後一定の規模を誇る国家の元首として始めて日本を訪問したのは、インドのネル首相であるし、戦後、荒廃した日本に像を寄贈し子供たちを多いに喜ばせてくれたのもネル首相である。

歴史を紐解けば、佛教はインドに生まれ日本に伝わった。ただし、イギリスなどは、あえて日本の敗戦のときにインドを独立させると言うことをして、こうしたインド人の気質に楔を打ち込んだとも言われる。

ここで指摘して置きたいことは、60年経過しても記憶に残る、知識人における友好の情が、インドと日本が経済交流を拡大するときに、大理石のような強固な基盤を作ること

になるということである。少なくとも、こうした歴史的友情を考えれば、今日の日本に滞在するインド人15000人、インドに滞在する日本人2800人と言う現状の交流はあまりにも、不十分であると言わざるを得ない。

本来の両国が持つ相思相愛の感情からすれば、はるかにもっと大きな経済交流がなされるべきである。

しかし、実際のインドにおいては、都市における基盤整備があまりにも遅れていて、今回の訪問中にも、雨が降ると、道は洪水のようになり、毎日の交通渋滞は、日本の比ではない。

今後は、こうした点を改善するよう働きかけるとともに、インドの複雑な行政に対して、日本企業が進出できる環境をいかにして作るかと言うことを要請していく必要があると考えた。

途中で、日本からのインドへの投資で最も成功した事例とされる鈴木自動車と、インドのマルチ社の合弁企業「マルチスズキ社」を訪問した。そこにおいて、日本的経営の成功事例と、現地従業員の抜擢が如何に有効であるかという点を確認することができた。

なお、こうした3つの主張以外において若干銘記しておくものは下記のとおり、

まず、首相以外の重要閣僚ポストはほとんど経験したというインド政界の大立物ブタシン元内務大臣との会見においても、「日本はもっと自信を持って、指導的となるべく、今日日本人が持っている壁を打ち破って欲しい」と言う指摘があった。このことは、今の国際社会において、大きな経済力をもちながら、本来期待される国際的発言をしていないわが国に対する応援のエールであると理解した。

そうしたことを踏まえて、インドの新しい高級官僚出身者らとの会見において、インドの医学についての議論もなされた。

彼らの世界においては、西洋医学のみならず、インド古来のアユルヴェーダなどの伝統医学、東洋医学なども、健康保険の対象であると言う発言や、そうした西洋医学と東洋医学の融合された治療についての説明があった。

なお、今回は、ペマギャルポ教授の調整によって、以上のように多くの政治家や文化人、法律家との会見が実現した。

8月3日の私が主催したパーティーにインドの多くの政治家国会議員、州首長、弁護士、ジャーナリストが急な要請にもかかわらず、参加をしていただいた。

多くの閣僚ポストを歴任し、政権交代があれば首相候補ともいわれる、ジョージ・フェルナンデス議員にも会見が出来た。また、日程の途中で、工業大臣から面会の申し入れもいただいたが、時間の都合上会見できなかったことが残念であった。

また、タゴールの命日と言う記念すべき日に、タゴール館を見学し、岡倉天心の東洋は一つと言う思いを実感できたことと、マザーテレサの永眠する墓所を訪れ、彼女の後継者ともいえる全体を統括するシスターにお会いできた。其の柔和な、素晴らしい微笑から、

マザーテレサの普遍的な(愛)を間接的ではあったが、心の奥底から実感できたことは幸せであった。

なお、デリー滞在中は、鷺尾議員とともに行動し二人で、マハトマ・ガンジーの廟に花を捧げることが出来た。

たいへん慌しいタイトなスケジュールでのインド訪問であったが、次回につながる多くの成果を実感できるたびであった。